

# 「資本性借入金」の 積極的活用について

景気対応検討チーム  
平成 23 年 11 月 25 日

金融庁

## 「資本性借入金」の積極的活用について（概要）

- 震災の影響で資本が毀損している企業
  - 急激な円高の進行等により財務内容が悪化している企業
- ⇒ **資本充実策の一環として、「資本性借入金」の積極的な活用を促進**

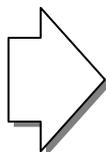
### 【金融検査マニュアルの運用明確化】

- 「資本性借入金」を「資本」とみなすことができる条件を明確化

#### 【現行】 特定の貸付制度を例示

〔例示された貸付制度〕

- 償還条件：15年
- 金利設定：業績悪化時の最高金利  
0.4%
- 劣後性：無担保  
(法的破綻時の劣後性)



#### 【明確化後】 条件を直接明記

- 償還条件：5年超
- 金利設定：「事務コスト相当の金利」  
の設定も可能
- 劣後性：必ずしも「担保の解除」は  
要しない（但し、一定の条  
件を満たす必要）

### 【効果】

- 震災の影響等で資本が毀損している企業について、  
既存の借入金を「資本性借入金」に変更することによって、  
**バランスシートが改善 ⇒ 新規融資が受けやすくなるなどの効果**
- 関係省庁等が本スキームを前提とした制度を構築予定
  - ・ 政府系金融機関による劣後ローン
  - ・ 産業復興機構等による被災企業の旧債務の買い取り
- 民間の様々な主体においても、本スキームの積極的活用を期待
  - ・ 金融機関による復興ファンドの組成
  - ・ 被災地企業を支援する小口出資ファンド

### 【周知等】

#### 金融機関向け

- 金融関係団体を通じて、  
積極的な活用を要請
- 被災地にて、説明会を開催

#### 中小企業等向け

- 中小企業関係団体を通じて、  
広報を実施
- 全国の財務局においても、  
説明会を開催

# 「資本性借入金」による効果

【中小企業の貸借対照表(B/S)】

